

第9条中「押印し、」を削る。

様式第1号から様式第5号までの規定中「印」を削る。

(富山県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第3条 富山県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年富山県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項各号列記以外の部分中「記載し、主宰者がこれに記名押印する」を「記載する」に改める。

第22条第1項各号列記以外の部分中「作成し、これに記名押印する」を「作成する」に改める。

様式第4号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第5号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第6号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第7号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第8号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第10号中「㊟」を削る。

様式第12号中「印」を

「主宰者の職名及び氏名

に改める。

」

様式第13号、様式第14号及び様式第17号中「㊟」を削る。

(富山県消防学校規則の一部改正)

第4条 富山県消防学校規則（昭和53年富山県規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

様式第2号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第4号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

(富山県危険物の規制に関する規則等の一部改正)

第5条 次に掲げる規則の規定中「印」を削る。

(1) 富山県危険物の規制に関する規則（昭和35年富山県規則第7号）様式第3号

- (2) 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則（昭和32年富山県規則第41号）第1号様式及び第2号様式
- (3) 富山県行旅病人、行旅死亡人及びこれらの同伴者の救護及び取扱いに係る費用の負担に関する規則（昭和62年富山県規則第13号）様式第1号から様式第4号まで
- (4) 富山県有家畜の貸付け等に関する規則（昭和40年富山県規則第37号）様式第1号から様式第3号の2まで、様式第10号及び様式第11号（富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則等の一部改正）

第6条 次に掲げる規則の規定中「印」を削る。

- (1) 富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則（平成17年富山県規則第11号）様式第1号及び様式第2号
- (2) 過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則（昭和39年富山県規則第49号）第1号様式備考以外の部分、第1号様式の2から第2号様式まで、第2号様式の2備考以外の部分及び第2号様式の3から第4号様式まで
- (3) 富山県安全なまちづくり条例施行規則（平成17年富山県規則第65号）様式第1号及び様式第2号
- (4) 障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例施行規則（平成27年富山県規則第58号）様式第1号
- (5) 富山県土木建築工事費の前金払取扱規則（昭和40年富山県規則第36号）様式第1号から様式第3号まで
- (6) 富山県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成13年富山県規則第35号）様式第1号（富山県職員等退職手当支給条例施行規則の一部改正）

第7条 富山県職員等退職手当支給条例施行規則（昭和28年富山県規則第78号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

様式第3号（表）中

作成者の職 名、氏名及 び印

を

作成者の職 名及び氏名

に改め、同様式（裏）備

考1(9)中「、氏名及び印」を「及び氏名」に、「記入した上、押印する」を「記入する」に改める。

様式第3号の2及び様式第3号の3中「印」を削る。

様式第3号の7中「
印」を

「氏名
」に改める。

様式第8号(表)中「(退職した職員の氏名) 印」を

「(退職した職員の氏名) 印」に改め、同様式(裏)退職した職員の注意事項1中「記載して印を押す」を「記載する」に改める。

様式第9号(表)中「(退職した職員の氏名) 印」を

「(退職した職員の氏名) 印」に改め、同様式(裏)退職した職員の注意事項1中「記載して印を押す」を「記載する」に改める。

(富山県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 富山県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(平成7年富山県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項各号列記以外の部分中「記名押印した」を「氏名を記載した」に改める。

(富山県恩給給与規則の一部改正)

第9条 富山県恩給給与規則(昭和37年富山県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第20号様式までの規定中「印」を削る。

第21号様式中「氏 名 印」を

「氏 名 印」に改める。

第22号様式中

口座開設年月日	口座番号	
年 月 日	確 認 印	

を

「

口座開設年月日	
年 月 日	

に、

「氏名 印」を

「氏名」に改める。

第23号様式及び第24号様式中「印」を削る。

(富山県補助金等交付規則等の一部改正)

第10条 次に掲げる規則の規定中「㊟」を削る。

- (1) 富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号）様式第1号及び様式第3号
- (2) 富山県民会館条例施行規則（平成11年富山県規則第16号）様式第3号
- (3) 富山県教育文化会館条例施行規則（平成11年富山県規則第17号）様式第2号
- (4) 富山県高岡文化ホール条例施行規則（平成11年富山県規則第18号）様式第2号
- (5) 富山県新川文化ホール条例施行規則（平成11年富山県規則第19号）様式第2号
- (6) 富山県民小劇場条例施行規則（平成11年富山県規則第20号）様式第2号
- (7) 富山県環境影響評価条例施行規則（平成11年富山県規則第63号）様式第1号から様式第12号まで
- (8) 富山県浄化槽法施行規則（昭和60年富山県規則第45号）様式第4号
- (9) 富山県覚醒剤取締法施行規則（平成2年富山県規則第53号）様式第1号から様式第11号まで
- (10) 富山県大麻取締法施行規則（平成2年富山県規則第55号）様式第1号から様式第8号まで及び様式第10号
- (11) 富山県中小企業高度化資金貸付規則（昭和42年富山県規則第55号）様式第1号から様式第5号まで
- (12) 富山県球根検査条例施行規則（昭和39年富山県規則第25号）様式第7号及び様式第7号の2

(富山県財産管理規則の一部改正)

第11条 富山県財産管理規則（昭和40年富山県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項及び第38条第1項中「認印しなければ」を「氏名を記載しなければ」に改める。

様式第1号中「印」を削る。

様式第4号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第13号中「登録者印」を「登録者氏名」に改める。

様式第15号の1（表面）中「記載者印」を「記載者氏名」に改める。

様式第15号の2中「記載者印」を「記載者氏名」に改め、同様式調製要領14中「朱書

し、取り消した者がこれに押印する」を「記載する」に改め、同様式調製要領15中「朱記し、まつ消した者がこれに押印する」を「記載する」に改める。

様式第16号中「記載者印」を「記載者氏名」に改める。

様式第21号中「㊟」を削る。

様式第22号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とする。

（富山県会計規則の一部改正）

第12条 富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「記入した上で、当該目録に後任者ととともに署名押印をしなければ」を「記入しなければ」に改める。

第8条第2項中「作成し、署名（記名を含む。）押印をしなければ」を「作成しなければ」に改める。

第52条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第119条第2項中「受領印を押さなければ」を「氏名を記載しなければ」に改める。

（富山県収入証紙条例施行規則の一部改正）

第13条 富山県収入証紙条例施行規則（昭和39年富山県規則第13号）の一部を次の

ように改正する。

様式第2号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第5号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第6号及び様式第7号中「㊟」を削る。

(富山県税条例施行規則の一部改正)

第14条 富山県税条例施行規則（昭和29年富山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第13号様式、第13号様式の2及び第13号様式の4中「印」を削る。

第17号様式中「印」を削る。

第20号様式及び第21号様式の2中「㊟」を削る。

第29号様式中「印」を削る。

第31号様式中「㊟」を削る。

第37号様式中

印

 を

--

 に、「署名押印」を「署名」

に、「

印

」を「

--

」に改める。

第39号様式付表2及び第42号様式中「㊟」を削る。

第42号様式の2中「印」を削る。

第42号様式の3中「㊟」を削る。

第43号様式(5)中「氏名（名称）」に、
「氏名」印を
「氏名」に改める。

第43号様式の2中「印」を削る。

第44号様式、第46号様式及び第47号様式中「㊟」を削る。

第47号様式の2(1)中

印

 を

「」に改める。

第47号様式の2(2)中「氏 名 印」を

「氏 名 」に改める。

第47号様式の3から第47号様式の5までの規定中「印」を削る。

第48号様式、第51号様式及び第51号様式の3中「㊟」を削る。

第51号様式の5(1)中「滞納者 印」を
第三者 () 印」を

「滞納者
第三者 () 」に改める。

第51号様式の5(2)中「滞納者 印」を
第三者 () 印」を

「滞納者
第三者 () 」に改める。

第51号様式の5(3)中「 () 印」を

「 () 」に改める。

第51号様式の5(4)中「 () 印」を

「 () 」に改める。

第51号様式の5(5)及び第51号様式の5(6)中「印」を削る。

第51号様式の12中「 () 印」を

「 () 」に改める。

第51号様式の15中「 () 印」を

「 () 」に改め、同様式参考3中「記名押印」を
「記名」に改める。

第51号様式の16中「印」を削る。

第51号様式の24中「㊟」を削る。

第51号様式の26中「職 氏 名 印」を

「職 氏 名 」に改め、同様式参考2中「署名（記名
を含む。）押印」を「記名」に改める。

第51号様式の29中「 () 印」を

「 () 」に改め、同様式参考3中「記名押印」を
「記名」に改める。

第51号様式の38中「㊟」を削る。

第51号様式の42中「印」を削る。

第51号様式の43(1)中「㊟」を削る。

第51号様式の46中「滞納者
第三者 () 印」を

「滞納者
第三者 () 」に改める。

第52号様式の3中「氏名 印」を「氏名 」
に改める。

第57号様式から第61号様式までの規定中「印」を削る。

第61号様式の2及び第61号様式の5中「印」を削る。

第62号様式の2(表)及び第65号様式から第65号様式の2(2)までの規定中「㊟」
を削る。

第65号様式の3(1)、第65号様式の3(2)、第72号様式及び第73号様式中「印」を
削る。

第73号様式の2、第75号様式(1)及び第75号様式(2)中「㊟」を削る。

第77号様式(1)及び第77号様式(2)中「印」を削る。

第79号様式(1)から第79号様式(9)までの規定中「印」を削る。

第80号様式(1)中「㊟」を削る。

第80号様式(2)中「印」を削る。

第80号様式(3)から第80号様式(5)までの規定中「㊟」を削る。

第80号様式(6)から第80号様式(10)までの規定中「印」を削る。

第84号様式の2、第85号様式及び第91号様式中「㊟」を削る。

「(証 明 者)

第97号様式の2(表)中 所在地 を

名 称 印」

「(証 明 者)
所在地
名 称
連絡先
電話 番号
担当者氏名
に改める。
」

第98号様式の4中「㊟」を削る。

第99号様式中「印」を

「」に改める。

第100号様式、第103号様式及び第104号様式中「印」を削る。

第107号様式中「申請者
住所
氏名」を
「印」

「申請者
住所
氏名」に改める。

第110号様式及び第111号様式中「氏名」を

「氏名」に改める。

第113号様式中「印」を削る。

第114号様式、第116号様式、第118号様式、第120号様式から第122号様式
まで、第129号様式及び第133号様式中「印」を削る。

第135号様式中「㊟」を削る。

第136号様式中「印」を削る。

第138号様式及び第140号様式中「㊟」を削る。

第144号様式中「印」を削る。

(富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部改正)

第15条 富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則（昭和56年富山
県規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考
とする。

様式第6号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考
とする。

(富山県特定非営利活動促進法施行規則の一部改正)

第16条 富山県特定非営利活動促進法施行規則（平成10年富山県規則第57号）の一
部を次のように改正する。

様式第1号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とする。

様式第1号の2備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とする。

様式第3号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とし、同様式備考5を同様式備考4とし、同様式備考6を同様式備考5とし、同様式備考7を同様式備考6とし、同様式備考8中「7」を「6」に改め、同様式備考8を同様式備考7とする。

様式第4号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とし、同様式備考5中「4」を「3」に改め、同様式備考5を同様式備考4とし、同様式備考6中「4及び5」を「3及び4」に改め、同様式備考6を同様式備考5とする。

様式第5号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とする。

様式第7号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とする。

様式第10号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とする。

様式第12号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とし、同様式備考5を同様式備考4とする。

様式第15号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とし、同様式備考5を同様式備考4とする。

様式第16号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とする。

様式第17号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とし、同様式備考5を同様

式備考4とする。

様式第19号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第22号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とし、同様式備考5を同様式備考4とする。

(富山県青少年健全育成条例施行規則の一部改正)

第17条 富山県青少年健全育成条例施行規則（昭和52年富山県規則第21号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第4号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第6号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第7号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第8号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

(富山県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第18条 富山県自然環境保全条例施行規則（昭和48年富山県規則第61号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とする。

様式第2号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第3号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第4号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第4号の2備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とする。

様式第4号の3備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とする。

様式第4号の4備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第7号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第8号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第9号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第10号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

(富山県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第19条 富山県立自然公園条例施行規則（昭和48年富山県規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

様式第2号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

様式第3号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第4号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とする。

様式第5号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第6号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

様式第7号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第8号(1)(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式(備考)2(7)を削り、同様式(備考)2(8)を同様式(備考)2(7)とする。

様式第8号(2)(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式(備考)2(6)を削る。

様式第8号(3)備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

様式第8号(4) (備考) 以外の部分中「印」を削り、同様式 (備考) 2(8)を削り、同様式 (備考) 2(9)を同様式 (備考) 2(8)とする。

様式第8号(5) (備考) 以外の部分中「印」を削り、同様式 (備考) 2(3)を削り、同様式 (備考) 2(4)を同様式 (備考) 2(3)とする。

様式第8号(6) (備考) 以外の部分中「印」を削り、同様式 (備考) 2(5)を削る。

様式第8号(7)備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2(5)を削り、同様式備考2(6)を同様式備考2(5)とする。

様式第8号(8) (備考) 以外の部分中「印」を削り、同様式 (備考) 2(6)を削り、同様式 (備考) 2(7)を同様式 (備考) 2(6)とする。

様式第8号(9) (備考) 以外の部分中「印」を削り、同様式 (備考) 2(5)を削る。

様式第8号(10) (備考) 以外の部分中「印」を削り、同様式 (備考) 2(4)を削り、同様式 (備考) 2(5)を同様式 (備考) 2(4)とする。

様式第8号(11)備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

様式第8号(12)備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2(5)を削り、同様式備考2(6)を同様式備考2(5)とする。

様式第8号(13)備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

様式第8号(14) (備考) 以外の部分中「印」を削り、同様式 (備考) 2(3)を削る。

様式第8号(15)備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2(6)を削る。

様式第8号(16) (備考) 以外の部分中「印」を削り、同様式 (備考) 2(5)を削り、同様式 (備考) 2(6)を同様式 (備考) 2(5)とする。

様式第9号(1) (備考) 以外の部分中「印」を削り、同様式 (備考) 2を削り、同様式 (備考) 1を同様式 (備考) とする。

様式第9号(2) (備考) 以外の部分中「印」を削り、同様式 (備考) 2を削り、同様式 (備考) 1を同様式 (備考) とする。

様式第9号(3) (備考) 以外の部分中「印」を削り、同様式 (備考) 3を削る。

様式第9号(4) (備考) 以外の部分中「印」を削り、同様式 (備考) 3を削る。

様式第10号 (備考) 以外の部分中「印」を削り、同様式 (備考) 2を削り、同様式 (備考) 1を同様式 (備考) とする。

様式第11号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考

3を同様式備考2とする。

様式第12号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とする。

様式第13号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第14号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

(富山県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第20条 富山県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成15年富山県規則第43号）の一部を次のように改正する。

様式第1号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とし、同様式備考5を同様式備考4とし、同様式備考6を同様式備考5とし、同様式備考7を同様式備考6とし、同様式備考8を同様式備考7とする。

様式第2号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第3号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とし、同様式備考5を同様式備考4とし、同様式備考6を同様式備考5とし、同様式備考7を同様式備考6とし、同様式備考8を同様式備考7とする。

様式第6号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とし、同様式備考5を同様式備考4とし、同様式備考6を同様式備考5とする。

様式第7号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とし、同様式備考5を同様式備考4とし、同様式備考6を同様式備考5とする。

様式第8号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とし、同様式備考5を同様式備考4とし、同様式備考6を同様式備考5とし、同様式備考7を同様式備考6

とし、同様式備考8を同様式備考7とし、同様式備考9を同様式備考8とする。

様式第9号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とし、同様式備考5を同様式備考4とし、同様式備考6を同様式備考5とし、同様式備考7を同様式備考6とし、同様式備考8を同様式備考7とし、同様式備考9を同様式備考8とする。

様式第10号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第11号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とし、同様式備考5を同様式備考4とし、同様式備考6を同様式備考5とし、同様式備考7を同様式備考6

住所 氏名	印

とし、同様式備考8を同様式備考7とし、同様式別紙1中

住所 氏名

を

に改め、同様式別紙1備考4を削る。

1を同様式備考とし、同様式別紙1中

氏名	印

を

氏名

に改め、同様式別紙1備考4を削る。

様式第17号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

様式第18号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第19号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第20号中「印」を削る。

様式第21号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とする。

様式第22号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考6を削り、同様式備考7を同様式備考6とし、同様式備考8を同様式備考7とする。

様式第23号備考以外の部分中「印」を削る。

様式第24号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第27号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第29号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

(富山県希少野生動植物保護条例施行規則の一部改正)

第21条 富山県希少野生動植物保護条例施行規則（平成27年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

様式第1号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

様式第3号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第5号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第7号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考6を削る。

様式第8号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考6を削る。

様式第9号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考6を削る。

様式第10号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

様式第11号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考6を削る。

（富山県公害防止条例施行規則の一部改正）

第22条 富山県公害防止条例施行規則（昭和45年富山県規則第30号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式備考3を削る。

様式第2号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式備考4を削る。

様式第4号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第5号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第6号中「㊟」を削り、同様式備考3を削る。

様式第7号中「㊟」を削り、同様式備考3を削る。

様式第9号の2中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第10号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

（富山県地下水の採取に関する条例施行規則の一部改正）

第23条 富山県地下水の採取に関する条例施行規則（昭和52年富山県規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第2号中「㊟」を削り、同様式備考3を削る。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第4号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第5号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第8号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

(富山県水源地域保全条例施行規則の一部改正)

第24条 富山県水源地域保全条例施行規則（平成25年富山県規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第1号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とし、同様式備考5を同様式備考4とし、同様式備考6を同様式備考5とし、同様式備考7を同様式備考6とし、同様式備考8を同様式備考7とする。

様式第2号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考1を削り、同様式備考2を同様式備考とする。

(富山県旅館業法施行規則の一部改正)

第25条 富山県旅館業法施行規則（昭和33年富山県規則第22号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「^{ふりがな}氏名 印」を
「^{ふりがな}氏名 」に改め、同様式備考3を削る。

様式第4号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

(富山県理容師法施行規則の一部改正)

第26条 富山県理容師法施行規則（昭和34年富山県規則第50号）の一部を次のように改正する。

様式第7号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

(富山県美容師法施行規則の一部改正)

第27条 富山県美容師法施行規則(昭和34年富山県規則第51号)の一部を次のように改正する。

様式第7号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

(富山県クリーニング業法施行規則の一部改正)

第28条 富山県クリーニング業法施行規則(昭和26年富山県規則第24号)の一部を次のように改正する。

様式第5号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

(富山県水道法施行規則の一部改正)

第29条 富山県水道法施行規則(平成14年富山県規則第62号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

様式第2号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第3号中「印」を削る。

様式第4号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第5号中「氏名

印」を

「氏名

」に改める。

様式第6号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第7号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第8号及び様式第9号中「印」を削る。

様式第10号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第11号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第12号中「印」を削る。

様式第13号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第14号中「印」を削る。

様式第15号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第16号中「氏名 印」を

「氏名 」に改める。

様式第17号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第18号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第19号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第20号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第21号中「氏名 印」を

「氏名 」に改める。

様式第22号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第23号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第24号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第25号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第26号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

(富山県温泉法施行規則の一部改正)

第30条 富山県温泉法施行規則（平成12年富山県規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号の5までの規定中「印」を削る。

様式第12号中「㊟」を削る。

様式第12号の2から様式第12号の6まで、様式第12号の10、様式第12号の12、様式第13号及び様式第14号中「印」を削る。

様式第15号中「並びに」を「及び」に改め、「及び印」を削る。

様式第15号の2から様式第15号の4まで及び様式第22号中「印」を削る。

(富山県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第31条 富山県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（平成14年富山県規則第21号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

様式第2号中「氏 名 印」を

「氏 名 」に改め、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第3号中「印」を削る。

様式第5号中「氏 名 印」を

「氏 名 」に改める。

様式第6号中「氏 名 印」を

「氏 名 」に改め、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第7号中「氏 名 印」を

「氏 名 」に改める。

様式第10号中「印」を削る。

(富山県公衆浴場法施行規則の一部改正)

第32条 富山県公衆浴場法施行規則（昭和23年富山県規則第55号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式備考4を削る。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第8号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

(富山県興行場法施行規則の一部改正)

第33条 富山県興行場法施行規則（昭和59年富山県規則第41号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式備考3を削る。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

(富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則の一部改正)

第34条 富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則（平成22年富山県規則第35号）

の一部を次のように改正する。

様式第1号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第3号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第4号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考4を削る。

様式第5号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

様式第6号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

様式第7号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第9号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とする。

様式第11号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考7を削る。

様式第13号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第14号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考4を削る。

様式第15号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

様式第16号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第17号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

様式第18号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

様式第19号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第21号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第22号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

様式第23号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第24号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

(富山県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部改正)

第35条 富山県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成4年富山県規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第9号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

(富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第36条 富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年富山県規則第60号）の一部を次のように改正する。

様式第1号(1)中「㊟」を削り、同様式備考4を削る。

様式第5号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

(富山県化製場等に関する法律施行規則の一部改正)

第37条 富山県化製場等に関する法律施行規則（昭和59年富山県規則第43号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第2号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

(富山県と畜場法施行規則の一部改正)

第38条 富山県と畜場法施行規則（昭和28年富山県規則第75号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第5号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第6号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第9号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第10号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第11号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第12号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

(富山県火薬類取締法施行規則の一部改正)

第39条 富山県火薬類取締法施行規則（昭和46年富山県規則第25号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊟」を削り、同様式備考1を削り、同様式備考2を同様式備考とする。

様式第4号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とする。

様式第5号中「㊟」を削り、同様式備考1を削り、同様式備考2を同様式備考とする。

様式第6号中「㊟」を削り、同様式備考1を削り、同様式備考2を同様式備考とする。

様式第7号中「㊟」を削り、同様式備考1を削り、同様式備考2を同様式備考とする。

様式第8号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とする。

様式第12号（裏）中

記	名
押	印

 を

氏	名
---	---

 に改める。

様式第14号中「㊟」を削り、同様式備考1を削り、同様式備考2を同様式備考とする。

様式第17号中「㊟」を削る。

様式第19号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第22号中「㊟」を削る。

様式第23号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とする。

様式第25号中「㊟」を削り、同様式備考1を削り、同様式備考2を同様式備考とする。

様式第26号中「㊟」を削り、同様式備考1を削り、同様式備考2を同様式備考とする。

様式第29号中「

責 任 者
検 印

」を「

責 任 者
氏 名

」に改める。

様式第31号中「㊟」を削り、同様式備考1を削り、同様式備考2を同様式備考とする。

様式第37号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とする。

(富山県社会福祉法施行規則の一部改正)

第40条 富山県社会福祉法施行規則（昭和27年富山県規則第44号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第2号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第4号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第5号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

様式第6号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第7号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第8号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

(富山県民福祉条例施行規則の一部改正)

第41条 富山県民福祉条例施行規則（平成9年富山県規則第54号）の一部を次のように改正する。

様式第6号の2中「氏 名 印」を

「氏 名 」に、「並びに」を「及び」に改め、「及び印」を削る。

(富山県生活保護法施行規則の一部改正)

第42条 富山県生活保護法施行規則（昭和58年富山県規則第21号）の一部を次のように改正する。

様式第12号から様式第16号までの規定中「㊟」を削る。

様式第17号中「印」を削る。

様式第18号から様式第20号までの規定中「㊟」を削る。

様式第22号（注）中「と印鑑」を削る。

様式第25号中「担 当 医 師 印」を
「担 当 医 師 」に改める。

様式第26号中「印」を削る。

様式第27号別紙中「印」を削る。

様式第30号中「受領印」を「記名欄」に改める。

様式第31号中「印」を削る。

様式第32号及び様式第33号中「㊟」を削る。

様式第34号中「印」を削る。

様式第35号及び様式第36号中「㊟」を削る。

様式第37号中「印」を削る。

様式第39号中「氏名 印」を「氏名 」
に改める。

様式第41号及び様式第42号中「印」を削る。

（富山県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部改正）

第43条 富山県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（平成5年富山県規則第55号）の一部を次のように改正する。

様式第3号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第8号中「印」を削る。

様式第9号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第10号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

（富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正）

第44条 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行

規則（平成18年富山県規則第66号）の一部を次のように改正する。

様式第1号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考9を削る。

様式第2号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第3号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考4を削る。

様式第4号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考5を削る。

様式第4号の2備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

様式第4号の3（表）及び様式第4号の4（表）中「印」を削る。

様式第5号中「印 ※7」を削り、

「※7 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

※8 この申請書の内容については、自立支援医療の提供に必要な範囲内で、指定自立支援医療機関に提供される場合があります。」

を

「※7 この申請書の内容については、自立支援医療の提供に必要な範囲内で、指定自立支援医療機関に提供される場合があります。」

に改める。

様式第6号中「（自署又は記名捺印）」を削る。

様式第7号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考8を削る。

様式第9号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第10号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考4を削る。

様式第11号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考4を削る。

様式第12号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考4を削る。

様式第13号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考4を削る。

様式第14号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

様式第15号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

様式第16号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第17号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考6を削る。

様式第18号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第19号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第20号から様式第22号までの規定中「印」を削る。

(富山県身体障害者福祉法施行規則の一部改正)

第45条 富山県身体障害者福祉法施行規則（昭和62年富山県規則第34号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第3号中「㊟」及び「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第5号中「㊟」を削り、同様式備考3を削る。

様式第7号(1)中「㊟」を削り、同様式注意4を削る。

様式第7号(15)中「㊟」を削り、同様式注意を削る。

(富山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第46条 富山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和54年富山県規則第42号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏 名 印」を

「氏 名 」に、

確認印	
富山県心身障害者扶養共済制度に係る重要事項の内容を確認しました。また、当該共済制度が加入目的に合致していることを確認しました。	印

を

確認欄	
富山県心身障害者扶養共済制度に係る重要事項の内容を確認しました。また、当該共済制度が加入目的に合致していることを確認しました。	

に改める。

様式第6号及び様式第7号中「㊟」及び「印」を削る。

様式第8号中「㊟」を削る。

様式第12号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第13号から様式第21号までの規定中「㊟」を削る。

様式第22号中「印」を削る。

(富山県老人福祉法施行規則の一部改正)

第47条 富山県老人福祉法施行規則（昭和38年富山県規則第62号）の一部を次のよ

うに改正する。

様式第1号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第2号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第3号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第4号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

様式第5号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第6号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第7号中「印」を削る。

様式第8号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

様式第9号中「印」を削る。

様式第10号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第11号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第12号中「印」を削る。

様式第13号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第14号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第15号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

様式第16号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第17号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

(富山県介護保険法事務処理規則の一部改正)

第48条 富山県介護保険法事務処理規則（平成11年富山県規則第44号）の一部を次のように改正する。

様式第1号備考以外の部分、様式第2号備考以外の部分及び様式第4号備考以外の部分中「印」を削る。

様式第5号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

様式第6号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第6号の2備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第7号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考

1を同様式備考とする。

様式第8号から様式第13号までの規定中「印」を削る。

様式第14号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

様式第15号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考4を削る。

様式第16号中「印」を削る。

様式第17号備考以外の部分、様式第18号備考以外の部分、様式第19号備考以外の部分、様式第20号備考以外の部分及び様式第21号備考以外の部分中「印」を削る。

(富山県災害救助法施行規則の一部改正)

第49条 富山県災害救助法施行規則（平成12年富山県規則第63号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第1号の2中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第1号の3中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第1号の4中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第2号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第5号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第6号中「㊟」を削る。

様式第7号（表）中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第8号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第10号及び様式第12号中「㊟」を削る。

(富山県児童福祉法等施行規則の一部改正)

第50条 富山県児童福祉法等施行規則（昭和41年富山県規則第55号）の一部を次のように改正する。

様式第7号中

委託（受取）者印

 を

委託（受取）者
氏 名

 に改める。

様式第11号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第12号中「印」を削る。

様式第13号の2備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考8を削る。

様式第14号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第17号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第18号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第25号の2備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第30号の4備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考1を削り、同様式備考2を同様式備考1とし、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とする。

様式第30号の5備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考1を削り、同様式備考2を同様式備考1とし、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とする。

様式第30号の6及び様式第30号の7中「印」を削る。

様式第30号の9備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考8を削る。

様式第30号の10備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第30号の11備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考4を削る。

様式第30号の12から様式第30号の14までの規定中「印」を削る。

様式第30号の15備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

様式第35号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

様式第36号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第39号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考4を削る。

様式第42号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第43号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第44号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第46号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第51号の3中「印」を削る。

様式第51号の6備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考4を削る。

様式第51号の9備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第51号の11備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第51号の12備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第51号の13備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第51号の14備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第51号の15備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第51号の16備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第51号の17備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第51号の18備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第51号の19備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第51号の20備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第51号の21備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第51号の22備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第52号(1)中「㊟」を削り、

「12 国又は県が補助事業により設置される保育所にあつては、7から9までに掲げる事項を省略することができる。」

13 申請者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。」
を

「12 国又は県が補助事業により設置される保育所にあつては、7から9までに掲げる事項を省略することができる。」

に改める。

様式第52号(2)中「㊟」を削り、

「ウ 法人認可書の写し
(3) 申請者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。」
を

「ウ 法人認可書の写し」に改める。

様式第53号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

様式第54号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第57号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部改正)

第51条 富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年富山県規則第104号）の一部を次のように改正する。

様式第1号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考1を削り、同様式備考2を同様式備考1とし、同様式備考3を同様式備考2とする。

様式第2号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考1を削り、同様式備考2を同様式備考とする。

様式第3号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考1を削り、同様式備考2を同様式備考とする。

様式第4号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第5号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第6号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第7号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考1を削り、同様式備考2を同様式備考とする。

(富山県遺児等の身元保証に関する条例施行規則の一部改正)

第52条 富山県遺児等の身元保証に関する条例施行規則（昭和31年富山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」及び「㊦」を削る。

様式第5号中「㊦」を削る。

(児童福祉施設に係る負担金に関する規則の一部改正)

第53条 児童福祉施設に係る負担金に関する規則（昭和39年富山県規則第77号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

様式第4号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(富山県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則の一部改正)

第54条 富山県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則（昭和39年富山県規則第80号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（裏）中「㊟」を削る。

様式第3号（表）中「㊟」を削る。

様式第6号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第11号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第12号中「㊟」を削り、

「受付印	
(注) 不要欄及び不要文字を消し、押印すること。	

を

「受付印	
------	--

に改める。

様式第12号の2及び様式第13号中「㊟」を削る。

様式第13号の2中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第14号（裏）中「氏 名 印」を

「氏 名 」に改め、同様式備考を削る。

様式第14号の2中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第15号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第15号の2中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第16号中 「住 所 印 を
氏 名 」

「住 所 氏 名 」に改め、同様式備考を削る。

(富山県医療法施行規則の一部改正)

第55条 富山県医療法施行規則（平成11年富山県規則第38号）の一部を次のように改正する。

様式第1号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第1号の2備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第1号の3中「氏名 印」を

「氏名 」に、「並びに」を「及び」に改め、「及び印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第2号中「氏名 印」を

「氏名 」に、「並びに」を「及び」に改め、「及び印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第3号中「氏名 印」を

「氏名 」に、「並びに」を「及び」に改め、「及び印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第4号中「氏名 印」を

「氏名 」に、「並びに」を「及び」に改め、「及び印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第5号中「氏名 印」を

「氏名 」に、「並びに」を「及び」に改め、「及び印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第6号中「氏名 印」を

「氏名 」に、「並びに」を「及び」に改め、「及び印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第7号中「氏名 印」を

「氏名 」に、「並びに」を「及び」に改め、「及び印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第8号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第9号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第10号中「氏名 印」を

「氏名 」に、「並びに」を「及び」に改め、「及び

印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第11号中「氏名 印」を
「氏名 」に、「並びに」を「及び」に改め、「及び
印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第12号中「氏名 印」を
「氏名 」に、「並びに」を「及び」に改め、「及び
印」を削り、同様式備考を削る。

様式第13号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考
1を同様式備考とする。

様式第14号中「氏名 印」を
「氏名 」に、「並びに」を「及び」に改め、「及び
印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第15号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考
1を同様式備考とする。

様式第16号中「氏名 印」を
「氏名 」に、「並びに」を「及び」に改め、「及び
印」を削り、同様式備考を削る。

様式第17号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考
1を同様式備考とする。

様式第18号中「氏名 印」を
「氏名 」に、「並びに」を「及び」に改め、「及び
印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第19号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

様式第20号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

様式第21号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

様式第22号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

様式第23号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

様式第24号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

様式第25号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第26号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第27号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第28号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第29号中「印」を削る。

様式第30号添付書類以外の部分中「印」を削り、同様式添付書類3中「議長及び出席者の2人以上の署名押印された」を削る。

様式第31号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第32号及び様式第33号中「印」を削る。

様式第34号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

様式第35号及び様式第36号中「印」を削る。

様式第37号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第38号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

(富山県保健師助産師看護師法施行規則の一部改正)

第56条 富山県保健師助産師看護師法施行規則（平成12年富山県規則第23号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中

(氏)	(名)	印
(旧姓)		

を

(氏)	(名)
(旧姓)	

に改め、同

様式備考4を削り、同様式備考5を同様式備考4とする。

様式第3号中

氏名	印
----	---

を

氏名

に改め、同様式備考5を削り、同様式備考6を同様式備考5とし、同様式備考7を同様式備考6とする。

様式第4号中 「氏名 [] 印 []」 を

「氏名 []」 に改め、同様式備考

4を削り、同様式備考5を同様式備考4とし、同様式備考6を同様式備考5とする。

様式第5号中 「氏名 [] 印 []」 を

「氏名 []」 に改め、同様式備考5を

削り、同様式備考6を同様式備考5とする。

様式第6号中 「㊟」 を削り、同様式備考5を削る。

様式第7号中 「㊟」 を削り、同様式備考5を削り、同様式備考6を同様式備考5とする。

様式第9号中 「(氏) [] (名) [] 印 []」 を

「(氏) [] (名) []」 に改め、同様式備考4を削

る。

様式第11号中 「(氏) [] (名) [] 印 []
年 月 日」 を

「(氏) [] (名) []
年 月 日」 に改め、同様式備考

5を削り、同様式備考6を同様式備考5とする。

様式第12号中

「(氏) [] (名) [] 印 []
年 月 日」 を

(氏)	(名)
年	月
日	

に改め、

同様式備考5を削り、同様式備考6を同様式備考5とする。

様式第13号中

氏名		印	
----	--	---	--

を

氏名	
----	--

に改め、同様式備考5を削り、同様式備考6を同様式備考5とする。

様式第14号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

(富山県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則の一部改正)

第57条 富山県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成4年富山県規則第72号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第2号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第4号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第5号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第6号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

(富山県柔道整復師法施行規則の一部改正)

第58条 富山県柔道整復師法施行規則（平成4年富山県規則第73号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第2号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第3号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(富山県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第59条 富山県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則（昭和49年富山県規則第44号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

様式第7号中「㊦」を削る。

様式第8号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

様式第9号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(富山県看護学生修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第60条 富山県看護学生修学資金貸与条例施行規則（昭和39年富山県規則第24号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊧」を削り、同様式備考4を削る。

様式第6号中「印」を削る。

様式第7号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

様式第8号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考4を削る。

(富山県医学生等修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第61条 富山県医学生等修学資金貸与条例施行規則（昭和42年富山県規則第21号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

様式第7号中「㊦」を削る。

様式第8号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

様式第9号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(富山県地域医療確保修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第62条 富山県地域医療確保修学資金貸与条例施行規則（平成21年富山県規則第12号）の一部を次のように改正する。

様式第2号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第7号中「印」を削る。

様式第8号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第9号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

(富山県歯科技工士法施行規則の一部改正)

第63条 富山県歯科技工士法施行規則（平成11年富山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第2号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第3号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

様式第4号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(富山県母体保護法施行規則の一部改正)

第64条 富山県母体保護法施行規則（平成12年富山県規則第20号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

様式第4号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

様式第5号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正)

第65条 富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成11年富山県規則第32号）の一部を次のように改正する。

様式第26号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

(富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部改正)

第66条 富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則（平成18年富山県規則第108号）の一部を次の

ように改正する。

別記様式中「印」を削る。

(富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正)

第67条 富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和41年富山県規則第34号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊟」を削る。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第11号から様式第15号の2まで、様式第17号及び様式第18号中「印」を削る。

様式第21号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第26号及び様式第27号中「㊟」を削る。

様式第29号中「

氏名	
----	--

印」を

「

氏名	
----	--

」に、

「

氏名		印
----	--	---

」を

「

氏名	
----	--

」に、

「

医師氏名		印
(自署又は記名捺印)		

」を

「

医師氏名	
------	--

」に改める。

様式第32号中「㊟」を削り、同様式備考3を削る。

様式第34号中「㊟」を削り、同様式備考3を削る。

(富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

第68条 富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（平成12年富山県規則第31号）の一部を次のように改正する。

様式第1号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第4号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第5号備考3を削る。

様式第6号の2中「氏名 印」を

「氏名 」に改め、同様式備考3を削る。

様式第9号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

(富山県毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正)

第69条 富山県毒物及び劇物取締法施行規則（昭和32年富山県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第5号様式中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

第6号様式中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

第6号様式の2中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

第6号様式の3中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

第6号様式の4中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

第8号様式中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

第11号様式中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

(富山県麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部改正)

第70条 富山県麻薬及び向精神薬取締法施行規則（平成2年富山県規則第54号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第7号までの規定中「㊟」を削る。

様式第8号及び様式第9号中「印」を削る。

(富山県総合デザインセンター条例施行規則の一部改正)

第71条 富山県総合デザインセンター条例施行規則（平成11年富山県規則第61号）の一部を次のように改正する。

別記様式1備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式2備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

(富山県職場適応訓練委託規則の一部改正)

第72条 富山県職場適応訓練委託規則(昭和41年富山県規則第60号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「㊟」を削る。

様式第5号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第7号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

(富山県職業訓練手当支給規則の一部改正)

第73条 富山県職業訓練手当支給規則(昭和42年富山県規則第26号)の一部を次のように改正する。

様式第1号注意以外の部分中「印」を削り、同様式注意3を削り、同様式別紙備考以外の部分中「印」を削り、同様式別紙備考を削る。

様式第3号中「印」を削る。

様式第4号中「氏名 印」を

「氏名 」に、

「(認定職業訓練を行う施設の長の職氏名) 印」を

「(認定職業訓練を行う施設の長の職氏名) 」に改める。

(富山県流域下水道事業の財務に関する規則の一部改正)

第74条 富山県流域下水道事業の財務に関する規則(令和2年富山県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「後任者ととともに署名(記名を含む。)押印の上」を削る。

第31条第2項を削る。

(富山県農業協同組合法施行規則の一部改正)

第75条 富山県農業協同組合法施行規則(昭和38年富山県規則第10号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第2号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第3号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第4号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

「組合長理事氏名 ㊟

様式第5号及び様式第6号中 (氏名を自署する場合は、押印を を
省略することができる。) 」

「組合長理事氏名 」に改める。

様式第7号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第8号備考を削る。

様式第9号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第10号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第11号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第12号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第13号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第14号備考以外の部分中「印」を削り、「連署」を「連名」に改め、同様式備考を削る。

様式第15号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第16号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第18号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第19号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第20号（吸収合併の場合）備考以外の部分中「印」を削り、同様式（吸収合併の場合）備考を削り、同様式（新設合併の場合）備考以外の部分中「印」を削り、同様式（新設合併の場合）備考を削る。

様式第21号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第24号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第25号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第26号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第27号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第28号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第29号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第30号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第31号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第32号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第33号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第34号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第35号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第36号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第37号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第38号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第39号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第40号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第41号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第42号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

(富山県主要農作物種子生産条例施行規則の一部改正)

第76条 富山県主要農作物種子生産条例施行規則（平成30年富山県規則第66号）の一部を次のように改正する。

様式第1号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第2号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考5を削る。

様式第5号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

(富山県養鶏振興法施行規則の一部改正)

第77条 富山県養鶏振興法施行規則（昭和35年富山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2号様式第1 法第7条第2項の規定による確認を申請する場合中「㊟」を削り、同様式第1 法第7条第2項の規定による確認を申請する場合備考3を削り、同様式第2 法第8条第1項の規定による確認を申請する場合中「㊟」を削り、同様式第2 法第8条第1項の規定による確認を申請する場合備考3を削る。

(富山県家畜伝染病予防法施行規則の一部改正)

第78条 富山県家畜伝染病予防法施行規則（昭和33年富山県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第15条中「に受領印を受け、これ」を削る。

(富山県土地改良法施行規則の一部改正)

第79条 富山県土地改良法施行規則(昭和52年富山県規則第67号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第2号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

(富山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

第80条 富山県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成16年富山県規則第71号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

様式第2号中「氏名」を「印」を

「氏名」に、

氏名	印	連帯保証人	住所	氏名

を

氏名	連帯保証人	住所	氏名

に改める。

様式第3号(裏)林業・木材産業改善資金借用証書特約条項第3条第1項中「明記し、各人の確認印を押印する」を「明記する」に改める。

様式第4号及び様式第5号中「印」を削る。

(富山県森林病虫害等防除法施行規則の一部改正)

第81条 富山県森林病虫害等防除法施行規則(昭和25年富山県規則第66号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

(富山県営林産物売払規則の一部改正)

第82条 富山県営林産物売払規則(昭和41年富山県規則第12号)の一部を次のよう

に改正する。

様式第1号及び様式第1号の2中「㊟」を削る。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

(富山県森林法施行規則の一部改正)

第83条 富山県森林法施行規則（平成12年富山県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第35条第10項中「署名押印しなければ」を「氏名を記載しなければ」に改める。

様式第4号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第5号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第6号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第7号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第9号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考4を削る。

様式第10号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第11号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考4を削る。

様式第12号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

(富山県営治山事業実施規則の一部改正)

第84条 富山県営治山事業実施規則（昭和41年富山県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削り、同様式（別紙）中「㊟」を削り、同様式（別紙）備考を削る。

(富山県林道管理規則の一部改正)

第85条 富山県林道管理規則（昭和39年富山県規則第26号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式備考4を削る。

(富山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正)

第86条 富山県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年富山県規則第41号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、

職	業	印

を

職	業

に、

職	業	印

を

職	業

に改める。

様式第2号特約条項第2条第2項中「明記し、各人が押印する」を「明記する」に改める。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式別紙中

氏	名	印

を

氏 名

に改める。

様式第4号中「㊟」を削り、同様式注4を削る。

(富山県水産業協同組合法施行規則の一部改正)

第87条 富山県水産業協同組合法施行規則（昭和28年富山県規則第66号）の一部を次のように改正する。

様式第1号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第2号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第3号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第4号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第5号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第5号の2備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第5号の3中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第5号の4中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第6号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第6号の2備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第7号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第7号の2備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第7号の3から様式第8号までの規定中「印」を削る。

様式第9号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第9号の2及び様式第9号の3中「印」を削る。

様式第9号の6備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第9号の7備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第9号の8備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第9号の9備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第9号の10備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第9号の11備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第14号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第15号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第16号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

(富山県漁港管理条例施行規則の一部改正)

第88条 富山県漁港管理条例施行規則（昭和42年富山県規則第19号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第10号備考を削る。

(富山県漁船法施行規則の一部改正)

第89条 富山県漁船法施行規則（昭和37年富山県規則第29号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊟」を削り、同様式備考1を削り、同様式備考2を同様式備考とする。

様式第4号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とする。

様式第13号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

(富山県が管理する国土交通省所管公共用財産の使用等に関する条例施行規則の一部改正)

第90条 富山県が管理する国土交通省所管公共用財産の使用等に関する条例施行規則（平成12年富山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までの規定中

「氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊟ を

（氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。）」

「氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」に改める。

(富山県道路占用規則の一部改正)

第91条 富山県道路占用規則（昭和38年富山県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第5号様式中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(富山県河川管理規則の一部改正)

第92条 富山県河川管理規則（昭和40年富山県規則第24号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

(富山県港湾管理条例施行規則の一部改正)

第93条 富山県港湾管理条例施行規則（昭和37年富山県規則第36号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第1号の2中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第1号の3中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

様式第2号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考6を削る。

様式第3号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

様式第4号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

様式第5号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第6号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

様式第7号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第8号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

様式第9号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

様式第10号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

様式第11号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

様式第12号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

様式第13号備考以外の部分中「印」を削り、「備考1」を「備考」に改め、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第14号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第15号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第16号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第16号の2備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第16号の3備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第16号の4備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第17号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第18号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第19号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第20号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第21号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第22号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第23号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第24号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第25号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第26号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第33号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第34号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

(富山県富山空港条例施行規則の一部改正)

第94条 富山県富山空港条例施行規則（昭和38年富山県規則第37号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第2号中「㊟」を削り、同様式備考3を削る。

様式第2号の4中「㊟」を削り、同様式備考3を削る。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第8号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

(富山県運河管理条例施行規則の一部改正)

第95条 富山県運河管理条例施行規則（昭和37年富山県規則第37号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊟」を削り、同様式備考3を削る。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第5号中「㊟」を削り、同様式備考3を削る。

様式第6号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第7号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

(富山県営渡船条例施行規則の一部改正)

第96条 富山県営渡船条例施行規則（昭和42年富山県規則第48号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、同様式（注意）2中「、青年学級にあつては代表者」を削り、「記入のうち職印又は認印を押して」を「記入して」に改める。

(富山県砂防指定地等管理条例施行規則の一部改正)

第97条 富山県砂防指定地等管理条例施行規則（平成15年富山県規則第37号）の一部を次のように改正する。

様式第1号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

様式第2号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第3号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第4号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

(富山県地すべり等防止法施行規則の一部改正)

第98条 富山県地すべり等防止法施行規則（昭和38年富山県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1号様式備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

第2号様式備考を削る。

第3号様式備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

第4号様式備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

第5号様式備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

第6号様式備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考3を削る。

第7号様式備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

第8号様式備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

第9号様式備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

(富山県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行規則の一部改正)

第99条 富山県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行規則（昭和45年富山県規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式備考3を削る。

様式第4号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考

とする。

(富山県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則の一部改正)

第 100条 富山県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成15年富山県規則第36号）の一部を次のように改正する。

様式第2号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

(富山県土採取規制条例施行規則の一部改正)

第 101条 富山県土採取規制条例施行規則（昭和47年富山県規則第58号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

(富山県建築基準法施行規則の一部改正)

第 102条 富山県建築基準法施行規則（昭和53年富山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

様式第7号中「㊟」を削り、

<p>4 ※印のある欄は、記入しないでください。</p> <p>5 記名押印に代えて、申請者（法人にあつては、その代表者）が自署 することができます。</p>

を

<p>4 ※印のある欄は、記入しないでください。</p>

に改める。

様式第11号中「㊟」を削り、同様式（注意）4を削る。

様式第12号中「㊟」を削り、

<p>項 4 ※印のある欄は、記入しないでください。</p> <p>5 記名押印に代えて、申請者（法人にあつては、その代表者）が 自署することができます。</p>	を
---	---

<p>項 4 ※印のある欄は、記入しないでください。</p>	に
--------------------------------	---

改める。

様式第14号中「㊟」を削り、

「項	4 ※印のある欄は、記入しないでください。	
	5 記名押印に代えて、申請者（法人にあつては、その代表者）が	を
	自署することができます。	

「項	4 ※印のある欄は、記入しないでください。	に
----	-----------------------	---

改める。

様式第15号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第16号中「㊟」を削り、同様式（注意）3を削る。

様式第18号中「㊟」を削り、同様式（注意）4を削る。

様式第19号中「㊟」を削り、同様式（注意）3を削る。

様式第20号中「㊟」を削り、同様式（注意）4を削る。

（富山県建築士法施行規則の一部改正）

第 103条 富山県建築士法施行規則（昭和25年富山県規則第 108号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号（表面）中「申請者氏名 印」を

「申請者氏名 」に改め、同様式備考を削る。

別記様式第1号の2備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

別記様式第1号の3中「印」を削る。

別記様式第2号の3（表面）中「氏名 印」を

「氏名 」に、

※ 処理欄	
※	書換え交付免許証を受領しました。 年 月 日 印

を

※ 処理欄	
----------	--

に改め、同様式備考4を削り、同様式備考5を同様式備考4とする。

別記様式第3号(表面)中「申請者氏名」を「印」を

「申請者氏名」に、

※ 処理欄	
※	再交付免許証を受領しました。 年 月 日 印

を

※ 処理欄	
----------	--

に改め、同様式備考4を削る。

別記様式第3号の3備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

別記様式第7号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とする。

別記様式第8号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

(富山県建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部改正)

第104条 富山県建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則(平成6年富山県規則第60号)の一部を次のように改正する。

第2条中「記載し、請求者が押印した」を「記載した」に改める。

(富山県営住宅条例施行規則の一部改正)

第105条 富山県営住宅条例施行規則(昭和35年富山県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第1号様式(表)中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

第4号様式中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

第5号様式中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

第6号様式備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

第7号様式備考以外の部分中「印」を削る。

第9号様式備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

第10号様式中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

第11号様式中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

第14号様式中「氏名 ㊦」を「氏名 」に、

旧 連 帯 保 証 人	現 住 所	市 郡 町 村 番地
	氏 名	㊦ (入居者との関係) 年 月 日生
	職 業・収 入	
	勤 務 先	(所在地) (名称)

を

旧 連 帯 保 証 人	現 住 所	市 郡 町 村 番地
	氏 名	(入居者との関係) 年 月 日生
	職 業・収 入	
	勤 務 先	(所在地) (名称)

に改め、同様式注5を削る。

(富山県宅地建物取引業法施行規則の一部改正)

第 106条 富山県宅地建物取引業法施行規則（昭和56年富山県規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊦」を削る。

様式第3号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

様式第5号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

様式第6号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(富山県優良宅地及び優良住宅の認定に関する規則の一部改正)

第 107条 富山県優良宅地及び優良住宅の認定に関する規則（平成15年富山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

様式第1号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考5を削る。

様式第3号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第5号及び様式第6号中「印」を削る。

様式第7号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考4を削る。

様式第9号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考8を削る。

(富山県都市計画法施行規則の一部改正)

第 108条 富山県都市計画法施行規則（昭和46年富山県規則第28号）の一部を次のように改正する。

様式第1号の2中「㊟」を削り、同様式備考5を削る。

様式第1号の3中「㊟」を削り、同様式備考3を削る。

様式第2号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第2号の2中「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称 」に改め、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第3号中「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称 」に改め、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第5号中「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称 」に改め、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

(富山県開発登録簿閲覧規則の一部改正)

第 109条 富山県開発登録簿閲覧規則（昭和46年富山県規則第29号）の一部を次のように改正する。

別記様式備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

(富山県都市計画公聴会規則の一部改正)

第 110条 富山県都市計画公聴会規則（昭和44年富山県規則第45号）の一部を次の

ように改正する。

第12条第2項各号列記以外の部分中「署名押印しなければ」を「氏名を記載しなければ」に改める。

(富山県立都市公園条例施行規則の一部改正)

第 111条 富山県立都市公園条例施行規則（昭和52年富山県規則第58号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第2号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第4号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第5号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第6号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第7号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第8号の2備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第10号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第13号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第14号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

(富山県置県百年記念県民公園条例施行規則の一部改正)

第 112条 富山県置県百年記念県民公園条例施行規則（昭和58年富山県規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第2号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第3号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第4号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第5号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第6号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第7号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

様式第10号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第13号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

様式第14号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(富山県景観条例施行規則の一部改正)

第 113条 富山県景観条例施行規則（平成15年富山県規則第21号）の一部を次のように改正する。

様式第1号備考以外の部分、様式第3号備考以外の部分、様式第4号備考以外の部分、様式第5号備考以外の部分、様式第6号備考以外の部分及び様式第7号備考以外の部分中「印」を削る。

(富山県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第 114条 富山県屋外広告物条例施行規則（昭和49年富山県規則第36号）の一部を次のように改正する。

様式第1号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考1を削り、同様式備考2を同様式備考1とし、同様式備考3を同様式備考2とする。

様式第2号中「印」を削る。

様式第3号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考1を削り、同様式備考2を同様式備考1とし、同様式備考3を同様式備考2とする。

様式第3号の2備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式

備考1を同様式備考とする。

様式第4号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第9号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第13号備考を削る。

様式第14号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考1を削り、同様式備考2を同様式備考1とし、同様式備考3を同様式備考2とする。

様式第15号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第16号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第19号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考1を削り、同様式備考2を同様式備考とする。

様式第20号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考1を削り、同様式備考2を同様式備考とする。

様式第21号中 「ふりがな
氏 名 印」を

「ふりがな
氏 名 」に改める。

様式第23号中「印」を削る。

(富山県奨学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第 115条 富山県奨学資金貸与条例施行規則（平成7年富山県規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第1号(1)中「学校長検印」を削り、同様式(2)中「学長検印」を削る。

様式第2号(1)中「㊟」及び「印」を削り、同様式(1)備考2を削り、同様式(1)備考1を同様式(1)備考とし、同様式(2)中「㊟」及び「印」を削り、同様式(2)備考2を削り、同様式(2)備考1を同様式(2)備考とする。

様式第3号中

	年 月 日生	中学校長検印	を
郵便番号	電話番号		

	年 月 日生	に改め
郵便番号	電話番号	

る。

様式第6号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第7号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

(富山県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部改正)

第 116条 富山県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則

(昭和50年富山県規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第1号注1中「記載し、押印する」を「記載する」に改める。

様式第2号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第5号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第6号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第7号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

(富山県公立小学校及び中学校理科教育設備資金貸付規則の一部改正)

第 117条 富山県公立小学校及び中学校理科教育設備資金貸付規則(昭和36年富山

県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「印」を削り、「昭和 年度理科教育設備資金貸付申請書」を「 年度理科教育設備資金貸付申請書」に改める。

第2号様式中「印」を削り、

「昭和 年度理科教育設備資金貸付けに係る事業計画書」を

「 年度理科教育設備資金貸付けに係る事業計画書」に改める。

第4号様式中「昭和 年度理科教育設備資金借用証書

昭和 年 月 日」を

2とし、同様式備考4を同様式備考3とし、同様式備考5を同様式備考4とする。

様式第10号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とする。

様式第11号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とし、同様式備考5を同様式備考4とする。

様式第12号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とする。

様式第13号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

様式第14号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

様式第16号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とする。

様式第19号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とする。

様式第20号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とする。

様式第22号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とする。

様式第23号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とし、同様式備考5を同様式備考4とする。

様式第24号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とする。

様式第26号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とする。

様式第27号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第28号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とする。

様式第29号中「㊦」を削り、同様式備考1を削り、同様式備考2を同様式備考1とし、同様式備考3を同様式備考2とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。

(人 事 課)
